全環境企業年金基金のご案内

前職の年金制度における脱退一時金相当額又は個人別管理資産（以下「脱退一時金相当額等」という。）をまだ受け取っていない場合は、全環境企業年金基金（以下「当基金」という。）に持ち運んで（移換）、当基金の資格喪失時に、当基金からの給付として受給することができます。（通算加入期間が 15 年以上ある場合は年金として受給できます。）

全環境企業年金基金の年金給付

【支給期間をご本人の希望によって 5 年・10 年・20 年から選択する有期年金】

〇計算条件　・支給開始時の年金原資相当額（仮想個人勘定残高）を 3,086,000 円

・支給開始時の利息相当分を年 2.5%とした場合

・65 歳から支給

支給期間（本人の選択）	年金額	支給月額
5 年	657,500 円	54,792 円
10 年	349,000 円	29,084 円
20 年	196,000 円	16,334 円

移換された加入期間は、当基金の加入期間と通算されます

【ただし、移換された加入期間と当基金の加入期間を通算しても 3 年未満で当基金を脱退された場合は、移換した脱退一時金相当額等のみのお支払いとなります。】

移換申出期限及び当該申出の手続き

≪移換元制度≫

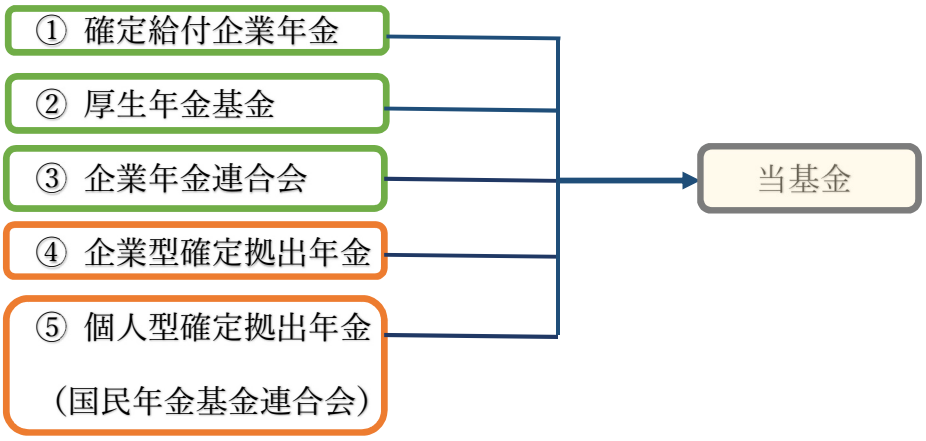

【お申し出いただく際に必要な書類は当基金でご用意いたしますので、必要事項をご記入のうえ、下表の提出先にお申し出ください。】

移換元制度	申出期限	書類の提出先
① 確定給付企業年金	資格喪失した日から１年以内	前職の年金制度ご担当者
② 厚生年金基金	資格喪失した日から１年以内	前職の年金制度ご担当者
③ 企業年金連合会	当基金に加入した日から３か月以内	当基金
④ 企業型確定拠出年金	資格喪失した日の属する月の翌月から６か月以内	前職の年金制度ご担当者
⑤ 個人型確定拠出年金	当基金に加入したとき	ご契約の運営管理機関

＜この件に関するお問い合わせ先＞

全環境企業年金基金　（受付時間　平日９：00～12：00　13：00～17：00）

〒260-0013　千葉県千葉市中央区中央 3-10-4

TEL043-221-6231　FAX043-221-6609